

第十三章 その他

第十三章 その他

第一節 水防訓練

1 県の水防訓練

県の水防に関する訓練は水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資器材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門等の操作

キ 避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

イ 非指定水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めるものとする。

第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

1 水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、及び毎年検討を加え、変更したときは遅延なく知事に届け出なければならない。（法第33条）

(2) 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を策定し、知事に提出する。

(3) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。また、策定した水防計画は、水防団員、消防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実を、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

- (1) 総則
 - ア 目的
 - イ 水防管理団体の責任
 - ウ 住民の義務
 - エ 水防計画の周知方法〔配布数量、配布先、説明会の開催〕
- (2) 水防組織
 - ア 水防本部〔組織及び事務分担を定める〕
 - イ 水防団〔事務分担、分担区域、責任者、人員〕
 - ウ 非常配備〔水防管理団体の水防本部、水防団・消防団〕
- (3) 水防施設
 - ア 重要水防箇所〔河川名、位置、対応水防工法、重要水こう門等〕
 - イ 水防資器材〔水防倉庫の位置、備蓄水防資器材の種類・数量、土のう用土砂の存在位置・土量〕
- (4) 水防活動
 - ア 気象・水位・潮位 〔雨量、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位、氾濫危険水位（危険水位）、潮位〕
 - イ 各種通報 〔気象予警報、水防警報、洪水予報、水位情報、ダム警報〕
 - ウ 通信 〔連絡責任者、系統図、連絡先、連絡方法、連絡事項、停電等非常時の連絡手段の確保〕
 - エ 巡視警戒 〔責任者、分担区域、人員、巡視方法、異常発見時の連絡方法〕
 - オ 水こう門、排水ポンプ場、堰堤、ため池等の操作 〔操作規則、操作要領、操作責任者、連絡体制、停電時の排水能力の確保〕
 - カ 水防作業の実施 〔水防工法〕
 - キ 避難指示・立退きの指示 〔勧告・指示の発令基準、住民・災害時要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬送、避難所の位置、備蓄食糧・物品〕
 - ク 堤防等の決壊による氾濫 〔連絡先、連絡方法、処置〕
 - ケ 非常輸送 〔輸送車両・舟艇、対象物品、輸送ルート、輸送機関との協定内容〕
 - コ 水防信号及び標識
 - サ 公用負担 〔証票の標示〕
 - シ 他機関との応援協力 〔協定〕
 - ス 水防報告 〔県水防計画に準じて作成〕
- (5) 水防訓練
 - 実施時期、実施内容、参加機関

第三節 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、

指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料5に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料１ 水防協力団体指定要領（例）

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領

１．通則

〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）における水防協力団体の指定は、水防法（以下「法」という。）及び国土交通省令（以下「省令」という。）その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２．水防協力団体の要件（法36条第1項関係）

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体（以下「法人等」という。）であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

３．水防協力団体の業務（法37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （１）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （２）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （３）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （４）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （５）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （６）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４．水防協力団体の申請方法（法36条第1項・第3項関係）

- （１）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定申請書」（資料17－２）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料17－３）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて申請するものとする。
- （２）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

５．水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- （１）水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体認定書」（資料17－４）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （２）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６．その他

- （１）この要領を変更する必要があるときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。
- （２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料2 水防協力団体指定申請書様式（例）

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書	
年 月 日	
〇〇市(区、町、村、水防事務 組合、水害予防組合)水防管理 者〇〇市(区、町、村)長 様	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
水防法第36条第1項及び〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要 領第4の規定に基づき、〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を 受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料17-3)を添えて申請します。	

資料3 水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年 月 日

〇〇市(区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合)水防管理
者〇〇市(区、町、村) 長 様

住所
(事務所所在地)
法人等の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

〇〇市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

【記載例】

平時の活動事例

- ・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
 - ・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
 - ・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
 - ・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
 - ・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
 - ・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展
- など

災害時の活動事例

- ・土のうの袋詰めや運搬
 - ・子どもやお年寄りなどの救護
 - ・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
 - ・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
 - ・水防団員・消防団員の休憩場所の提供
- など

資料 4 水防協力団体認定書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体認定書		年 月 日
住 所		
（事務所所在地）		
団体の名所		
代 表 者	様	
	〇〇市（町）水防管理者	
	〇〇市（町）長	
水防法第36条第1項及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を〇〇市（町）水防協力団体に指定します。		

資料5 水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料17－6）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第40条関係）

水防関係者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領4に基づき提供された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料6 水防協力団体協力活動報告書様式（例）

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書	
年 月 日	
〇〇市（町）水防管理者	
〇〇市（町）長	様
	住 所
	（事務所所在地）
	団体の名称
	代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。	

